市道の通行禁止(制限)は

申請(許可)から届出に変わります

令和6年3月1日(金)から

【移行期間:令和6年3月1日(金)~ 令和6年3月31日(日)】

道路法第46条の規定に基づく通行禁止(制限)については「申請に伴う許可」 から「届出」に変更となります。

(変更前)

・通行禁止(制限)の申請書類一式(正副)と関係機関用通知を必要数提出 →決裁後、「許可番号・許可日」を付加し「市長印」を押印して許可とする

(変更後)

- ・通行禁止(制限)の届出書、届出者・関係各位用通知書、必要書類等を提出
 - →決裁後、「受領番号・通知日」を付加し、届出者用通知書等で承認とする
 - →関係各位用通知書を必要部数コピーして、関係各位へ通知してください

市道の通行禁止(制限)届出書 (書類の様式が一部変更となります)

【届出書類】※以下の書類を2部ずつ作成し、正本用と副本用で提出してください。

- ・市道の通行禁止(制限)届出書
- ・届出者用通知書
- ・関係各位用通知書(警察署長・消防署長ほか関係各位用)
- ・付近見取図(全面通行禁止の場合は迂回路をはっきりと表示すること)
- ・道路標識等設置調書 ・平面図 ・保安対策図 など
- ・道路工事届出書(消防署長あて)

【注意事項】

受領番号等を付加した通知書を受け取った後、必要部数を作成して警察署や消防署、 関係各位等へ通知してください。

◆市道の通行禁止(制限)届出書の「様式や記入例」はこちらから https://www.city.oita.oita.jp/o162/dokan/tuukoukinshi.html



〈問い合わせ先〉

大分市役所 土木建築部

土木管理課 道路占用管理担当班

電話:097-537-5992(直通)